

八街市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 16 日

八 街 市 長 北 村 幸 司

八街市規則第 35 号

八街市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

八街市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。